

議案第 1 号

野田市社会教育指導員の任命について

野田市社会教育指導員に関する規程（平成5年野田市教育委員会訓令第1号）  
第4条第1項の規定により、次の者を野田市社会教育指導員に任命する。

令和元年9月27日提出

野田市教育委員会教育長 佐藤 裕

氏 名	備 考
しおざわ あきこ 塩澤 晶子	

令和元年10月 1日付任命

令和2年 3月31日満了

## 提案理由

平成31年4月1日付けで任期が開始となった野田市社会教育指導員のうち、現在欠員となっているものを任命しようとするものである。

## 野田市社会教育指導員に関する規程（抜粋）

（趣旨）

第1条 この規程は、野田市社会教育指導員（以下「指導員」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

（設置）

第2条 野田市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に指導員を置く。

（職務）

第3条 指導員は、社会教育の特定の事項について、直接指導、学習相談、又は社会教育関係団体の育成等に当たる。

（任命）

第4条 指導員は、社会教育に関して豊かな識見と経験を有する者のうちから、教育委員会が任命する。

2 指導員は、非常勤の特別職とする。

（定数）

第5条 指導員の定数は、20人以内とする。

（任期）

第6条 指導員の任期は1年とする。ただし、欠員を生じた場合における補欠の指導員の任期は、前任者の残任期間とする。

（配属）

第7条 指導員の配属先は、教育長が定める。

2 指導員の職務内容は、教育長の命を受けて、生涯学習部長が指示する。